

伊丹市いじめ防止等対策審議会第5回会議録

1 日 時 平成27年3月24日(火) 15:30~17:00

2 場 所 伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室

3 出席者【委員】

新井 肇 会長、大澤 欣也 委員、太田 洋子 委員、木村 佳恵 委員、鈴木 隆一 委員
田中 孝治 委員、林 俊道 委員、宮北 涼子 委員、山本 雄二 委員、吉田まゆみ 委員

【教育委員会】

木下 誠 教育長

4 欠席者 佐藤幸宏 副会長 生安 衛 委員 石井慎一郎 委員 岡野英雄 委員 庄野隆二
委員 仲野由季子 委員 原田智恵子 委員

5 傍聴者 なし

(午後3時35分 開会)

6 議 事 (1) 会長挨拶

(2) 審議

① 今年度の総括

② 「伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂について

(3) 連絡

7 審議内容 (要旨)

会 長 ▶ 第5回目は、全体の見直しをしていく。前回のフォーラムでは、中学生が意義深い発言を多くしてくれ、中学生の参加があつてよかった。全国的にも、児童生徒が主体となつて、いじめ防止に取り組む動きは広がっている。

しかし、法の成立や学校ごとの基本方針策定から1年以上が経過し、ややもすれば、「喉元過ぎれば熱さを忘れる」にならないかと感じている。「学力向上」がかなり強く出てきて、「生徒指導」の面が少し後ろに下がっているように感じる。

川崎の事件も大きく見れば、いじめの範疇だと思う。加害者が、学校を退学していたことで、少し法の範疇からはずれるが、激烈な形で悲劇を生んだいじめととることができる。このことを反省として、伊丹市としては論点整理を基にして、見直しをしていくことが、とても大切なことだと思う。

会長から会議録の記載方法について「伊丹市審議会等の会議に関する指針」第5条に基づき、署名委員に鈴木委員、田中委員をとの提案があり、全委員これを了承。

審議の前に会長から傍聴定員について「伊丹市いじめ防止等対策審議会傍聴要領」第2条に基づき、開催場所の定員等を勘案し、本審議会の傍聴定員を決定することの提案があり、全委員これを了承。傍聴者なし。

会 長 ▶ 今回「基本方針の改訂」、次年度の方向性ということを審議していきたい。前回までの論点を踏まえて、改訂作業に入りたい。論点整理及び基本的な改訂案について事務局から説明願う。

事 務 局 ▶ 改訂案の各論点についてご意見を賜りたい。

【会長より審議の進め方について確認】

事 務 局 ▶ 以下の論点に整理し、説明。

① いじめ防止等対策審議会の機能について

② 保護者への支援等について

③ スクールソーシャルワーカーについて

④ 地域との連携について

⑤ 特別支援教育の取組について

⑥ 学校を外に開くことについて

⑦ 大人の姿勢が問われていることについて

⑧ インターネットを介したいじめへの対応について

⑨ いじめに関するリーフレット等について

⑩ 加害児童生徒への指導の観点について

⑪ 学校基本方針について

- 会 長 ▶ では、事務局から説明いただいた論点の内容等について、質問等を伺いたい。
- 鈴木委員 ▶ 5点目の特別支援教育の取組について、「そこを意識した」とあるが、具体的にはどういうことか。
- 春名学校指導 ▶ クラスの子どもたちが、それぞれの特性を理解することが特別支援教育の
課 長 視点に関わらず大切である。ただし、特に課題のある子どもたちについてより理解を進めていく必要がある。
- 会 長 ▶ 特別支援教育の啓発活動の対象は誰か。
- 春名学校指導 ▶ 教員の資質能力の向上とあわせ、子どもや保護者に対しての啓発ととらえ
課 長 ている。
- 会 長 ▶ 教員・保護者に対する啓発。子どもたちに対しては、違いを認めることについて教えていく。啓発活動ということばは、子どもたちには向かないので、書き換えを検討していただきたい。
- 大澤委員 ▶ 加害児童、被害児童とあるが、加害児童への指導はもちろんだが、被害児童への支援についても、もう少し詳しく書いてはどうか。
- 春名学校指導 ▶ これについては、「被害者に寄り添う指導」というものが入っている。もともと国の基本
課 長 方針に入っているものを、伊丹市も取り入れている。
加害児童への厳しい指導は必要だが、加害児童の背景についてしっかりと見ていくべきであるとの意見もいただいているため、加害児童へのケアも行う方向で考えていきたい。
- 教 育 長 ▶ 「加害生徒の背景にあるものに目を向ける」という文言は必要で、その視点は入れてもらいたい。
- 会 長 ▶ 法の課題として、加害児童生徒とその保護者に対する指導の厳しさについては書かれているが、加害者への支援については書かれていない。成長支援を促すような視点については弱いところがある。被害加害両者の周りにあるものに目を向けていくべきである。
- 鈴木委員 ▶ 重大事態について、相当期間欠席を余儀なくされた場合はわかるが、心的外傷を負った子どもについての記述はできないか。
- 春名学校指導 ▶ PTSD等について会長のご示唆を賜りたい。
課 長
会 長 ▶ 伊丹市の基本方針の重大事態の項には、児童等が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合がある。この中にPTSDも含まれる。鈴木委員の意見はそこへ含むということではよろしいか。
今年度は重大事態は起らず、審議会が動くことはなかった。もし、起きればワーキンググループのような調査部会を作って調査に当たらねばならない。他、論点についてはよろしいか。
これまでの論点の審議を踏まえて、「基本方針」の改訂について事務局の改訂案を受けて検討したい。
- 事 務 局 ▶ 「基本方針」の改訂案を提案。
Ⅲ-1-(2)-③ また、進捗状況の確認や課題の有無、基本方針の見直しを行う。(追記)
Ⅲ-2-(1)-⑤ スクールソーシャルワーカーの派遣等(追記) 等(削除)
Ⅲ-2-(5)-① 家庭間のネットワークの構築と(追記)
Ⅲ-3-(7)-⑤ 家族会議の実施等、(追記) 併せて、地域の人が様々な形で、学校に入れるシステム作りの推進も必要である。(追記)
- 会 長 ▶ 以上の提案について、意見はないか。
- 山本委員 ▶ 「進捗状況の確認や課題の有無」では、「課題の有無」をどうするのがわかりにくい。「進捗状況や課題の有無の確認」ではどうか。
- 会 長 ▶ 8ページに「スクールソーシャルワーカーの派遣等」を加筆しているが、いかがか。
(異議なし)
- 会 長 ▶ 次に、「地域との連携」の項で家庭が孤立しているということから、「家庭間のネットワークの構築」が必要だということを追記した。いかがか。

- (異議なし)
- 会 長 ▶ 18ページ「家庭や地域との連携」は論点2のところ、「家族会議の必要性」について具体的に加筆している。さらに、「学校を外に開く」というが、具体的に地域の人や保護者が学校に入っていけるようなシステムを作ることが必要ではないかと、具体的なことを入れてある。いかがか。
4点の追記に関しては、これでよいか。
- (異議なし)
- 会 長 ▶ 他に改訂への意見はありませんか。
- 教 育 長 ▶ 大澤委員の「加害生徒の背景に目を向ける」というあたりの記述がないため、追記を検討していただきたい。
- 会 長 ▶ 具体的には4ページになる。「いじめへの対処」の項に入ると思う。追記について事務局いかがか。
- 太 田 委 員 ▶ 20ページの児童等、保護者への指導の項に「加害児童等が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け」とあるので、4ページに追記をして、本文との整合性をとるのならよいと思う。
- 教 育 長 ▶ 「できれば、加害生徒の背景に目を向ける」という部分は項を立てていただきたい。
- 会 長 ▶ 「児童等、保護者への指導」、「周囲の児童等への指導」のところで、「被害児童等」と「加害児童等」が混ざってしまっている。場合によったら、項目を増やす方がよい。
- 春 名 学 校 指 導 課 長 ▶ 確かに混在しており、流れからすると「被害児童等とその保護者」、「加害児童等とその保護者」、「周囲の児童等」と分けられる。そのように項目立てする方向で改訂作業を進める。
- 会 長 ▶ では、改めて項を起こすということを進めてもらいたい。まず、「被害児童等と保護者への支援」、「加害児童等と保護者への指導」。その中に成長支援ということが入っているので、それを強調する。⑤として「周囲への児童等への指導」として項を起こしていく。
この後、資料に基づき「学校における基本方針の見直し状況」及び「ケータイ・スマホに関する調査」について事務局より説明願ひ、ご意見をいただきたい。その中で、基本方針に反映させるべき内容が出てきたら、改訂に向けて集約したい。そういう流れでよろしいか。
- 事 務 局 ▶ 「学校における基本方針の見直し」及び「ケータイ・スマホに関する調査」について事務局より説明。
- 会 長 ▶ 質問等があればお願いしたい。
- 山 本 委 員 ▶ 学校で抱える案件が多すぎて対応が難しい。特に、ケータイやスマホについては家庭で責任を持ってほしい。所持や使用について条例化するなど、さらに注意喚起するような取組をしていく必要がある。今のままでは甘い。
- 会 長 ▶ 学校だけではなくて、市をあげてということかと思う。他いかがか。
- 鈴 木 委 員 ▶ 以前、講演会において、来ていた母親が、夜の一定時間になると「ケータイを持ってきなさい」と子どもたちから回収するという話を聞いた。その話を大きく取り上げたが、実際には子どもに押されている現状があるのではないか。
- 会 長 ▶ 保護者の動きをもっとこちらから促進していくことが必要かと思う。他いかがか。
- 太 田 委 員 ▶ 携帯電話等に関する調査でもっとも驚いたのは、小学4年生で半数以上が所持していること。調査実施前は4年生からの調査対象で十分だと考えていたが、低学年から行うべきだったと感じている。この状況を保護者に知らせて啓発していく。また、PTA連合会には既にお知らせをしている。
このデータと学力との相関がはっきりしていることから、教育委員会が各PTAを回って説明した。さらに、「家庭学習の手引」等、教育委員会の発行するものに、この相関関係を含め掲載していく予定である。
加えて、来年度予算において、各校にケータイ・スマホに関する研修を行えるよう財源を確保している。今後、さらに戦略的に打ち出して行かねばならないと思うので、いろいろなアイデアをいただきたい。
事件やいろいろな問題の陰に必ずケータイ・スマホが潜んでいるため、市教育委員会としても取り組んでいかなければならないと思う。

- 吉田委員 ▶ 乳幼児の段階から携帯電話やスマホにふれ、ゲームなどを行っている。先日、入園募集に来られた方が、子どもに絵画や表現の基になる経験を積ませていなかった。原因は、親が「ゲームはできるんです」と言い、子どもは際限なくゲームで遊ばせていた。参観日にスマホを持たせてゲームをさせていた。家庭でこのように乳幼児に持たせているところから、3歳児検診や1歳半検診ぐらいから啓発を始める必要がある。
- 会長 ▶ 携帯電話とスマホは別物と考えた方がよい。スマホはパソコンと考えるべき。アメリカの映像にあるが、2歳児がタブレットを操作する。操作性が高く、自己効力感が高まる。自分の思い通りに画面が動くため、おもしろくて仕方ない。従って、かなり依存が進んでいる。
2才の子どもが、一生懸命ゲームをしている。その子に絵本を与える。そうすると、これも動くと思い、一生懸命ピンチやスワイプする。しかし、動かないため、リセットボタンを押す。そのうちイライラする。まあ、アメリカの話だが、日本もそういう状況が起こってきているのではないかと。
もちろん、タブレットを授業で使うところも出てきている。スマートフォンはそれを小さくしたものである。ただ、気になるのは、それを小1小2で持つ子どもが急激に増えていること。小1小2の家庭に固定電話がないところがある。家庭への連絡手段として携帯電話を置くため、小1から携帯電話をさわることになる。
啓発的は、4年生ぐらいでよいかもしれないが、親に関しては入学時点から必要である。指摘があったようにもっと早い時期から取り組まないと、スマホの持つ依存性の解消に至らない。
3時間使用すれば、勉強などできない。非常に深刻だ。この調査の数字を保護者に知らせて、啓発を続けていくしかない。
また、いじめにつながり、犯罪につながることもある。加害者にも被害者にもなるということを、早い段階で知らしていく必要がある。
- 教育長 ▶ 無料通話アプリの仲間から抜けるのは、子どもに孤立感を生むことにつながるため、強制的に行政や保護者ができるものではない。無料通話アプリの仲間が自分たちで、ルールを作っていくしかないのではないかと。
- 会長 ▶ 子どもにルールを作らせる。例えば、兵庫県内でも高校レベルだと結構、実施している。姫路の飾西高校や別所高校は、生徒会が中心となってケータイのルールを作っている。
ルールを欲している子どもも多くなる。決めてくれれば、メールに返事をしなくていい。うちの学校は11時以降は使わないとか決めて出られなかった、あるいは返信できなかったと言えよ。ルールには縛られる感じがあるが、ルールによって守られるという観点もある。
子どもに決めさせるということは、必要だろうと思う。
- 山本委員 ▶ 小学生からできるか。
- 会長 ▶ 中学生ならできると思う。前回のシンポジストの中学生は意識がとりわけ高い。あの発言や考え方を共有できるのであれば、中学生は十分やれると思う。
小学生は小学生なりのやり方でよいと思う。
高校生がルールを作り、オープンスクールで中学生に伝えているところがある。工夫をすれば、子どもなりのルールでよいと思う。例えば小学校なら親子で作るとはどうか。
愛知の刈谷などは市で実施している。ただ、市の規模や、それが果たしてよいのかという議論も必要だと思う。
- 山本委員 ▶ 親が買い与えるのだから、基本は親の責任だと思う。親子での約束がきちんとできなければ問題となる。子どもの指導は学校でもするが、家庭での指導は親に協力いただかなければならない。
スマホ中毒というべき事態になりうる。他の中毒と同じように体にも影響が出ているのではないかと。

- 会 長 ▶ スマホ依存の専門医から、そういう状況もあると聞いている。この調査をしたことはとても大事で、どう伝えて、どう啓発していくかを考える必要がある。先ほどリーフレットの配付と言われたが、それも配って終わりではなく、有効な活用ができればいいと思う。
- アンケートから、低年齢化が進んでいることが窺えた。ヘビーユーザーの小学生もいる。今年度、小学校1年生あたりからの調査ができればいい。この数字をわかりやすく図式化し、リーフレットに反映させて、親の啓発や、子どもたちにもルール作りにつなげていく。子どもたちのルール作りを、いじめ防止と絡めながら考えていくということも課題に、この審議会の提案としてできないだろうか。そして、親への啓発とこのをしっかりやっていこうという課題を提案するということでもよろしいか。
- 全学校において、「学校の基本方針」の見直しが行われている。これも校内の生徒指導体制を問い直すという意味で、とても大事なことだと思う。
- 次に、重大事態については、今年度は伊丹市では起きなかった。しかし、他市では起きていた。伊丹市がいち早くいじめの問題に取り組んだ成果でもあり、各学校の意識が高まり、早期に対応して重大な事態に至らないようにした。また、多くのいじめを解消できた表れだと思う。しかし、起きる場合もある。重大事態については、どのように取り組めばよいのか考える必要がある。
- 重大事態への対処で、背景調査も含め、次年度考えていかなければならない。何か意見、疑問等があれば出していただきたい。
- 教 育 長 ▶ 不登校や長期欠席が、いろいろな問題の温床になっている。川崎の事件でも学校は動いているが、効果が出ていない。そこに、アタックできるのがスクールソーシャルワーカーだと思う。家庭環境も含め、関係を構築して改善を図っていく。またいろいろな関係機関とつないでいく。それができるのが、スクールソーシャルワーカーだと思う。スクールソーシャルワーカーがこれから大きな鍵を握る。ぜひ、その視点での検討をおねがしたい。
- 会 長 ▶ 教育は、家庭不介入という原則があるが、子どもの成長を阻害している場合には当然介入をしていかねばならない。しかし、ある種の制限がかかってくる。そこにはスクールソーシャルワーカー、あるいはアウトリーチもするスクールカウンセラーがソーシャルワーク的な動きの中で子ども達、家庭に働きかけていくことが一層求められているのではないかとご指摘だったかと思う。
- 次年度の1回目、今年度のいじめの件数や、解消の割合、またその具体的な取り組みなどが報告されると思う。不登校には至らないが、いじめが原因で数日休んだというようなことが分かるのか。
- 春名学校指導課長 ▶ 生徒指導の報告で、いじめとして報告されたものの中に、一日欠席したということが記載されていれば確認は可能である。
- 吉 田 委 員 ▶ 専門的な技能をもったスクールソーシャルワーカーに、何かがあり依頼をしようと思ったときに、「これくらいのこと頼んでいいのだろうか」と考えて躊躇してしまう。幼稚園も対象になっていることを知り、今後活用を考えていかねばならないと思う。増員の予定はあるのか。
- 春名学校指導課長 ▶ いじめ防止等対策審議会でもスクールソーシャルワーカーの活用、増員等についてのご意見をいただいた。おかげをもち、本年度予算協議の中で、来年度については、5日間の常勤に加えて、週2日間配置されるスクールソーシャルワーカーの増員が決まっている。あわせて、スーパーバイザーの活用も年間3回できることになった。現状1人体制だったものが、複数体制を組むことができたことと、スーパーバイザーという形で、勤務しているスクールソーシャルワーカーの研修や、連携の広がりを持つ機会をもてたことに、殻を打ち破るのかなと考えている。
- 会 長 ▶ 十分ではないかもしれないが、次年度少し明るい見通しがある。
- 春名学校指導課長 ▶ 既に木村さんは、重点派遣という形で2校に配置している。伊丹市のスクールソーシャルワーカーの特徴として派遣型として3日間、配置型として2日間の活動をしている。来年度、増員する2日分のソーシャルワーカーについては、基本的には配置型を考えている。
- 会 長 ▶ では鈴木委員お願いします。
- 鈴 木 委 員 ▶ アウトリーチをするスクールカウンセラーというご指摘があったが、実際のところカウンセラーとワーカーの線引きは難しく、現場ではそのようなことは考えていない。カウンセラーであっても必要に応じて福祉にもつないだりする。伊丹市は県に先駆けてスクールカウンセラーの小学校への全校配置を行った。たいへん評価できることである。カウンセラーも相談室で待つだけではなくワーカー的な動きもとれる。そうすれば人的な余裕も生まれる。
- 会 長 ▶ 私も大事だと思う。スクールカウンセラーがアウトリーチでソーシャルワーク的な仕事も担う、そういう認識を少なくとも伊丹市のスクールカウンセラーは持てるような状況ができるといいと思う。

教 育 長 ▶ 非常にありがたい意見をいただいた。私の認識としては、スクールカウンセラーは、子どもの内面、心理的などところへ働きかける。スクールソーシャルワーカーは出かけていって環境改善に取り組むものだとして理解していた。スクールカウンセラーがアウトリーチでソーシャルワーク的な仕事も担うことが可能なのか。

会 長 ▶ そのあたり鈴木委員いかがか。

鈴 木 委 員 ▶ 学校が得をする、相談に来た人が得をする。そうでないといけない。それによって先生が楽になるということも、とても大事なことだと思う。

内面、心理的なことと言いながら、まずは、生活的なケアを考えなければ、保護者の心の余裕などできない。時には枠を越えていかなければ、現場が得をしない、子どもが得しない、保護者が得しない、先生が楽にならないと私は思う。

会 長 ▶ 学校も助かるし、困っている子ども、親も助かるのではないか。

県によっては、そういう動きをしないとスクールカウンセラーとして雇用しないというところもある。兵庫県はスクールカウンセラーが多いし、スクールソーシャルワーカーもいる。臨床心理士が少ない地域もあり、そういうところではスクールソーシャルワーカー的な働きを担っている場合がある。両者が同じくらいの数配置されれば、また違うだろうが、そうはなっていない。その中でアウトリーチ的な役割を頭に置いてお願いしてもいいと思う。

太 田 委 員 ▶ スクールカウンセラーが、今年度から総合教育センターの所管に替わっており、市の採用のスクールカウンセラーについては、研修会を今年度から持つようになった。ですので、鈴木先生のアドバイスを受けながら、研修の中でそういったことを取り入れることは可能だと思うので、視野に入れていきたい。

会 長 ▶ そのようなことも、ここでの提案ということで確認していただきたいと思う。いかがか。重大事態ということに関して。

では、次年度、重大事態を整理した方がいい。文科省から昨年度ひな形のようなものが出て、各教育委員会で回答して、そのまとめがまもなく出てくると思われる。

重大事態を先ほど二つに分けたが、自殺から精神性の疾患に関しては、自殺の背景調査のガイドラインを見直したものがおそらく原型になる。だから、自殺から精神性の疾患までは、調査主体を誰にするかというのは、教育委員会が判断するわけだが、おそらく附属機関つまりここだというふうに考えるべきだと思う。

不登校に関しては、幸い伊丹は出ていないが、ある市ではかなりの数出ている。そうすると、この機関がやるのは難しい。現実的に考えると学校の中のいじめ防止の組織が行うことになる。これが、学校の中の不登校の委員会と重なりながら動いていく。

背景調査についても、学校の組織に外部の専門家が一人入っているわけだから、その人の力を借りながら、あるいは教育委員会の支援を受けながら、学校の組織が、重大事態、不登校、いじめが原因で不登校が起きた場合には、もちろん、そこに至るまでの丁寧な対応が必要である。残念ながら、学校の組織が中心になってやっていくべきであると考えている。

そういう方向で、文科省から出てくると示めされると推測する。だから、その時に学校が背景調査を外部の専門家、教育委員会の指導のもとで行う。どのようにすればよいのか、いじめが原因の不登校について考える必要があるのかと思う。

基本方針の見直し、方向性については、重大事態への対応を次年度以降、追記した部分だけではなく貴重な意見もいただけた。これはこの会で確認した提案、要望、あるいは見直しの修正案を事務局でまとめていただく。さらに、来年度、直接できることはどんどんやっていただく。長期的に検討が必要なことについては、また次年度の会議の中で、早め早めに検討を進めていければと思う。

事務局と会長、副会長が相談しながら、素案を作成していく。そして委員の皆さんには議事録と同様に意見をいただく形で進めるしかないと思う。よろしいか。それではそのような形で進めていきたいと思う。

▶【全委員了承】

以上。